浜口雄幸とロンドン海軍軍縮条約

川田 稔(kawada@info.human.nagoya-u.ac.jp) 〔名古屋大学〕

Hamaguchi Osachi and the London Naval Treaty of 1930 Minoru Kawada

Graduate School of Environmental Studies, Nagoya University, Japan

Abstract

A series of political arguments during negotiation and ratification process of the London Naval Treaty of 1930 was one of the most serious domestic political situations in modern Japan within the Cabinet, the Foreign Ministry, the Navy, the political parties such as Minseito and Seiyukai, the Privy Council, the Kizoku-in, the Army and civilian right wingers. The London treaty fight deeply affected the fate of Japan. This study examines the policy argument over the treaty, focusing on Prime Minister Hamaguchi who was a main player to press for the treaty. It has been pointed out that Hamaguchi was moved by budgetary concerns but those who were against ratification of the treaty like Admiral Kato Kanji, were opposed him from military point of view. My interpretation, however, is that there are other significant factors: Hamaguchi's and Kato's argument over how Japanese policy toward the United States and China should be, or the future of Japan should be as a member of international community. Hamaguchi and his opponents' ideas were so different, and that was one of the reasons for their serious conflict. After all the political argument within Japan, it can be said Japan's new state system operated by political parties including the Navy, the Army, and Privy Council was eventually working under the Hamaguchi Cabinet. At the same time, ratification of the London Naval Treaty of 1930 made it possible for Japan to become one of the leading countries in international society, along with the United States and Britain.

Kev words

Hamaguchi Cabinet, Admiral Kato Kanji, Minseito, Seiyukai, the Privy Council, the United States, China

1. はじめに

1930年(昭和5年)に締結されたロンドン海軍軍縮条約をめぐる一連の事態は、内閣、外務省、海軍のみならず、民政党、政友会、貴族院、枢密院、陸軍、民間右翼などを巻き込んだ、近代日本における最も深刻な政治紛争の一つである。この問題は、その後の日本の運命に大きな影響をあたえた出来事として、すでに多くの研究があり、様々な議論がなされている。しかし、事態の中心に位置し、第一のメイン・アクターであった浜口雄幸首相が、事態をどのようにとらえ、どう対処しようとしていたのかについては、それほど立ち入った検討がなされていない。

筆者は、このほど『浜口雄幸集 論述・講演篇』(未来社、2000年) および『浜口雄幸集 議会演説篇』(未来社、2004年) の編纂にたずさわり、浜口の発言を詳細に検討する機会をえた。その過程で、この問題についての浜口の考え方、構想のほぼ全体をとらえることができ、またこれまでの議論のいくつかの論点について、新しい知見をえた。そこで、以下、それらの資料を中心に、日記その他をおぎないながら、ロンドン海軍軍縮条約問題をめぐる浜口の構想とその政治的スタンスを明らかにしていきたいと思う。まず、条約締結までの経過を簡単に紹介しておこう。

1929年(昭和4年)10月7日、イギリス政府(マクドナルド労働党政権)より、海軍軍縮会議への招聘をうけた浜口民政党内閣は、10月16日、受諾を回答。首席全権に若槻礼次郎元首相、全権に財部毅海軍大臣ほか2名を任命し、ロンドンに派遣した。その間、ワシントン会議のさいの原敬・高橋是清両首相の例にならって、浜口が臨時海相事務管理についた。そして翌年1月21日より、ロンドンにおいて米英日仏伊5カ国間で軍縮会議が開催された。おもな目的は補助艦艇に関する軍縮協定の締結にあった。それは、1922年(大正11年)のワシントン海軍軍縮条約で主力艦の各国保有量を定めたのち、課題として残されていた問題であった。会議での議論は難航したが、紆余曲折をへて米英日の代表団のあいだでほぼ妥協が成立(仏伊は合意せず)。3月14日、日本全権団は本国政府にたいして条約締結の請訓をおこなった。

当初の日本側の基本的な主張は、補助艦艇の総トン数対 米7割、大型巡洋艦対米7割、潜水艦現有量7万8500トン 保持であったが、妥協案では、補助艦艇総トン数の日米比率6割9分7厘5毛、大型巡洋艦対米6割、潜水艦は日米 均等5万2700トンとされた。米英間は全体としてほぼ均等 となる内容であった。なお、条約期限は1936年までで、そ の前年に次回軍縮会議を開催することとされていた。浜口 内閣は、国内の調整をへて、4月1日に妥協案を基本とす る条約締結を閣議決定。4月22日、米英日の間で軍縮条約 が調印された。 ちなみに、浜口は組閣直後1929年(昭和4年)7月の「施政方針に関する首相声明」において、10大政綱の一つとして軍縮をあげ、「軍備縮小問題……は、今や列国共に断固たる決意を以て、国際協定の成立を促進せしめざるべからず¹⁰」、としていた。軍縮は、国際協調と国民負担軽減の観点から、組閣当初から重要課題とされていた事柄であった。

その後の浜口の海軍軍備制限への基本態度は次のようなものであった。

日本の海軍力は、「世界の何れの国に対しても脅威を加へざる」とともに、「万一の場合、我が国が其の存立を脅かされざる自衛の力」を維持するレベルにあればよい。そのうえで、各国の「国民負担の軽減」をはかるために、できるだけの「軍備縮小」を実現することを会議の「要務」とすべきである。そのためには、日本の艦艇保有比率が「米英より低き」ことも厭わない。国際的な軍備縮小が実現すれば、「世界平和の保障」をいっそう強固なものとすることとなり、国際間に真の「親善関係」を樹立することができる(2)。

このように浜口は海軍軍縮によって、国民負担を軽減するとともに、国際協調をより安定的なものとしたいと考えていた。

このような経過をへて、1930年(昭和5年)4月下旬から5月中旬まで、第58回臨時議会が開催され、また、8月中旬から9月下旬にかけて、条約批准についての枢密院審議がなされた。浜口の発言としては、この議会および枢密院でのそれが最もくわしく、またそこでの議論に軍縮条約問題をめぐるほとんどの論点があらわれているので、それらの発言をみながら、条約調印までの対応をふくめて、検討していこう。

2. 条約内容をめぐって

まず、調印後の議会での議論の焦点は、条約の内容その ものと、条約調印にいたる国内での手続きにかんする問題 であった。

軍縮条約の主な内容は、すでにふれたように、補助艦艇の総トン数対米6割9分7厘5毛、1万トン級8インチ砲大型巡洋艦対米6割、潜水艦日米均等5万2700トンとするものであった。ただし、大型巡洋艦について、日本12隻にたいして、アメリカは当面15隻とし、1933年から毎年1隻計3隻を起工することができるが、竣工は36年より各年1隻とされた。このことは、竣工艦艇でみれば、条約期限前年1935年までは、実質的に対米7割あまりとなることを意味した。また、日本に潜水艦の繰り上げ代換が認められた。さらに、ワシントン海軍軍縮条約で定められた主力艦・航空母艦についての代艦建造禁止も、1936年まで延長された。

この条約内容が問題となったのは、会議開始前に海軍の議をへて閣議決定され、一般にも知られていた、日本側主張のいわゆる3大原則との関係であった。3大原則では、総トン数対米7割、大型巡洋艦対米7割、潜水艦現有量7万

8500トンを確保するとされていたが、条約ではそれが実現されていないのではないか、それで国防上問題はないのかとの批判がだされ、議論となった。大型巡洋艦は、戦艦に準ずる戦闘主力として、潜水艦は、アメリカ艦隊の渡洋攻撃にたいする漸減邀撃作戦に必須のものとして重視されていたのである。なお、アメリカの当初の主張は、総トン数で6割、大型巡洋艦6割、潜水艦全廃であった。

それにたいして浜口は、条約内容と3大原則との関係に 即して、次のように述べている。

まず条約内容全体として、犬養毅政友会総裁らの、締結された協定の兵力量ではたして国防の安全が保障できるのか、との疑義にたいして、浜口は、「帝国の国防は極めて安固である」と断言している。ただ、その兵力量でなぜ国防上安全といえるのか、という点については、「是は事戦略戦術に関します。依て説明はできませぬ。……左様に御承知願いたい」、と答えている(3)。

そのうえで、まず、補助艦艇総トン数の問題については、議会においては、具体的にはほとんど取り上げられなかった。当初の主張対米7割にたいして6割9分7厘5毛であったことは、実質的にはそれほど問題とはされなかったのである。浜口ものちに、この点について「今回の会議に於て略々其の主張[補助艦総括対米7割]を貫徹するを得たるは、確かに帝国の成功と言はざるべからず。……此の点に於ては何人も異議を挟まざる所なり(4)」、としている。事実、軍令部も含めて海軍側も同様の判断であった(5)。1般の歴史書などには、総トン数が7割にわずかに足りなかったこと自体が問題となり大きな議論を引き起こしたとの理解があるが、それは正確でない。

ただし、ロンドン軍縮会議の場では、若槻主席全権はもう一押しすればアメリカに7割を受け入れさせれるのではないかと考えたようである。しかし外務省随員の、それでは上院の批准がえられず、アメリカ代表は決して容認しないとの意見によって、思い止まっている®。事実、アメリカ全権スティムソン国務長官は、日本の7割保有は、上院での承認がえられず、絶対に受諾できないラインだと考えていた。スティムソンは、日本国内の政治的状況への判断などから若槻・幣原・浜口らのラインに好意的なスタンスをとっており、彼らを困難な状況に追いこまないよう配慮し、可能なかぎりの譲歩をおこなおうとしていた®。にもかかわらず、スティムソン自身にとっても国内政治的な事情から、7割受諾は不可能なことであったのである。

次に大型巡洋艦の問題は、もっとも議論となったものであった。

議場において、大型巡洋艦についての当初の主張であった対米比率7割が6割となったことについて、国防の安危にかかわるとして疑義がだされた。

浜口はこの点についても、「8吋砲 [大型巡洋艦] の関係に於ても [国防上] 何等不安を感ずることはありませぬ」という。 それは、アメリカが 1933 年から第 16 隻目に着工するとしても、条約の明文によって 1936 年前までは竣工できないことになっているからで、したがって、次の軍縮

会議が開かれる1935年までは、「海上に浮んで居る米国の8吋砲の巡洋艦は……15隻であります⁽⁸⁾」、と。

条約上は、16隻目以降に着工するかどうかは、アメリカの自由選択権に属することになっていたが、浜口は、アメリカがその権利を行使する場合においても、1935年までは、「いかにも16隻目はキールに載つて居りませう。17隻目もさうでありませう。併しながら、それは海上に浮かんで居ないに依つて、まだ戦闘力を構成いたしませぬ。」、というのである。したがって、この間、大型巡洋艦においても、対米比率において、「日本は完全に戦闘力の7割2分2厘の比率を保つて居る(10)」としていた。

スティムソンらアメリカ側は、この件についても、公式には対米6割決定のかたちをとりながらも、浜口内閣への 先のような姿勢から、実質的には大幅に日本側の主張に譲歩していたといえよう。このような事実はあまり指摘されていないが、軽視できない点である。

ただし、条約期限の最終年度にあたる1936年以降については、浜口も認めているように、対米比率が7割以下となることは事実であった。つまり、次回軍縮会議で協定が成立したとしても、1933年から5年にかけてアメリカが16隻目から18隻目に着工した場合、1936年以降、少なくとも3年のあいだは、アメリカの16隻、17隻、18隻にたいして日本12隻となり、7割以下となる。すなわち、1936年は6割7分7厘、37年は6割3分7厘、38年は6割2厘となるのである(11)。

この期間について、国防上不安があるのではないかとの 議論がだされた。

浜口は、「そこまで極端に論ずるまでもない」のではないかとし、一般に、「各国の造艦計画の上に於て、或は種々の事情に於て波動があり……、波動のある度毎に列国間の或艦種の保有量の比率は必ずしも同じ率を保つて居るものではない」という。

たとえば、当時日本の大型巡洋艦は8隻にたいして、アメリカは2隻であったが、浜口は、このことを例にあげ、「それが為に日米間の国交が危機に瀕するとは何人も考えませぬ」と答えている。そして、36年以降に「日米間の大巡の保有量の比率が或は多少下がりましても、それが為に直ちに日本の国防が危機に瀕するとは私は考へぬ(12)」とする。

また、のちの枢密院での関連質疑において、この1936年 以降の問題については、外交による国際関係の調整によっ て、国家的な安全保障をはかることができ、またそうすべ きだとして、次のように述べている。

「8吋砲艦比率低下は一両年の問題なり。抑々外交は何の為に存するか。斯かる事態に処するが為に存するにあらずや。若し此の一両年の事態に処し、能く国際関係の調節を図ること得ずとならば、外交は無用の長物たるべし。……斯かる事態に対しては、特に外交を用ゆるを必要とすべきなり(13)」。

そして、この軍縮条約の締結によって、対外的には「英米との国交親善」をより強固なものとし、国内的には「民力の休養」をはかることができ、対米比率における2年間前後の不利な状態は、「敢えて憂慮するに当たらざるもの(14)」だというのである。

また、議会での質疑において浜口は、もしこの問題で軍 縮会議が決裂すれば、「増艦競争が起こらないと云ふこと は何人も保証は出来ませぬ」として、次のように論じてい る。アメリカ政府は、議会の協賛をへて大型巡洋艦23隻を 建造する権利と義務を有している。軍縮の協定が成立した 場合には、その実行は大統領に任されているが、協定が成 立しない場合には、23隻が建造されることになっている。 したがって、もしこの軍縮条約が成立しなければ、「日本 としてはアメリカが23隻の大型巡洋艦を造るものとする のは相当であるい」、と。またのちに、浜口は、「海軍協定 不成立の場合は、[アメリカが] 事実上日本の海軍力を対 米6割以下の比率に低下する迄建艦競争を試むることある ものと覚悟せざるべからずい。」、とも述べている。アメリ カ議会は、1924年12月に1万トン級大型巡洋艦8隻の、ま た1929年2月には同15隻の建造を定めた法案を通過させ ていた(17)。

浜口は、「陸海軍経費が全予算に対し高率なること、我国の如きは世界に希なり(18)」とみていたが、このような計画をもつアメリカとの建艦競争にはいれば、そのうえにさらに厖大な財政負担を必要とし、いうまでもなくそれは日本経済にとって堪えうるものではないし、将来の日本にとっても望ましいものではないと考えていたといえよう(19)。当時(1930年)日本の軍事予算は、全国家予算にたいして28パーセント、アメリカ・イギリス・フランス・イタリアは、それぞれ18、13、25、24パーセントであった(20)。

さらに潜水艦について、日本側の当初主張した7万8千トン現有勢力保持にたいして、協定では5万2千7百トンとなり、トン数においては米英日同等であるが、浜口も「その減額は相当に多い」との認識であった。ただし、米英の当初の主張は潜水艦全廃であり、協定トン数は3カ国妥協の結果であった。また海軍部内では、当初10万トン均等であったが、主張の根拠を強固にするため現有量保持としていた(21)。

浜口は、この結果による潜水艦勢力上の「欠陥」について、「純然たる軍事上の方法に依つて潜水艦の勢力を補ふ途」があり、「噸数以外の方法に依つて補充が付く」ものであり、国防の欠陥になるとは考えていないという。ただ、補充の方法については、「軍事上から幾通りもあります」とするのみで、具体的な内容については、「事軍機に関しますから、此席に於て申すことは差控へます(22)」としている。ちなみに、のちに枢密院においては、補充方法として、もう少し具体的な内容に踏み込んで、艦艇の改装、艦船諸設備の改良、航空兵力の充実などの例(23)を挙げている。

また、潜水艦の削減によって、製艦技術や製造工業力の 減退をまねくのではとの疑義にたいしては、協定では、日本特有の権利として潜水艦の代換建造を繰り上げることが できるようになっており、その心配はないと答えている(24)。 このように浜口は、いわゆる3大原則中、大型巡洋艦と 潜水艦にかんする2つについては、「必ずしも十分に貫徹し たりと申すことは出来ませぬ」としながらも、これまでみ てきたような理由によって、「国防に欠陥を生ぜしむると は政府は考えておりませぬ」というのである。

そして、「会議を開いて物を相談する以上は、各国各々互譲協調の精神を発揮して物を纏めるべきは当然」であり、当初の日本の主張が完全に実現されたとはいえないけれど、「国防の欠陥を生ぜしめる程度には至らない」と判断し、「互譲協調の精神に依つて[条約に]調印を致した(25)」としている。

ちなみに、当時一部に、軍縮会議での米英の姿勢を、正義公道に基づいたものではなく、ひたすら自己利害を貫徹しようとしたものだとの見方があった。それについて浜口は、会議での両国の態度ならびにその主張を、よくいわれるような「利己主義に出たるもの²⁶」と考えるべきではないとして、次のように述べている。

「此会議に参加したる……列国共に、何れも世界の平和、 人類の幸福増進、更に各国民の負担の軽減と云ふ崇高なる 理想と、高尚なる精神、其動機に依つて、今回の会議が開 催をせられ、之に参加したる列国共に、各々同一の精神を 以て終始したことを確信を致します⁽²⁷⁾」。

これは単なる建前でなく、浜口にとって、現実の国際関係における有力な一つの方向として認識しており、また彼自身その方向を押し進めていきたいとの強い姿勢をもっていた。もちろん浜口にとって、国際協調や軍縮も、国家理性の観点、国民的利害の観点から導き出された政策であったが、それだけではなく、そこには一種の理想主義的な志向を内在させているものであったといえよう。

「今日の場合に於て日本が世界に立つて其政策を実行し、 又世界の平和、人類の幸福増進に努力すると共に、国家の 安全を保障すべきは勿論であります。それに付ては世界に 孤立いたして居つては到底其目的を達することは出来なか らうと存じます。従て世界の他の友邦と出来得る限り協調 いたして、さうして国家の使命を果すと云ふことが帝国の 方針でなければならぬと存じます(28)」。

また浜口は、今回の軍縮会議で示された協調友好の精神は、1935年に予定されている次回軍縮会議にも有利に働くであろうし、世界平和の実現にむけて何程か有効に働くであろうと考えていた。

「此度の倫敦会議の結果に依つて表はされたるが如く、 関係各国が執れも協調友好の精神を発揮しました以上、此 世界平和の精神が、必ずや将来に向つて有効に働くであら うと云ふことを期待致します⁽²⁹⁾」。

3. 回訓決定手続きをめぐって

次に、条約調印にいたる国内での手続きについてであるが、よく知られているように、これがもっとも問題となった。

1930年(昭和5年)3月14日、若槻ら全権団は本国政府にたいして、日米英の代表団間で合意がなった前述の妥協案について請訓をおこなった。それにたいし浜口内閣は、海軍当局との協議をへて、4月1日、妥協案を基本とする条約締結を閣議決定。即日ロンドンの全権団への回訓がなされた。

このかんの経緯について、議会において、まず犬養政友会総裁から、国防用兵に責任を有する軍令部長が回訓後に、この兵力量ではどんなことをしても国防はできない旨の声明をおこなっているが、真に国防上の危険はないのか、これでは国民は安心できない⁽³⁰⁾、との趣旨の疑義がだされた。

それに浜口は、犬養には、「議会に対する国防の責任は 飽迄も政府が負ひ」、条約案の兵力によって「帝国の国防 は極めて安固である⁽³⁾」、と断言している。

また、鳩山一郎政友会総務委員は、政府が軍令部長の意見に反して、もしくは無視して国防計画に変更を加えたのは、統帥権にかかわる補弼機関の意見を蹂躙したものだ⁽³²⁾、と非難した。

浜口は、「政府は、ひとり海軍軍令部のみではありませぬ、軍部の専門的の意見は十分にこれを斟酌してある。随て、[軍令部長の] 意見を無視した事実はありませぬ⁽³³⁾」と、軍令部をふくめて軍部の意見は十分斟酌したと反論した。

その他の議員からの質疑において、訓請から回訓までの「内閣と軍部或は軍令部其他内部における意見交換の状況」についても、軍部の意見を斟酌した「範囲並に程度」についても、「答弁の限りではない(34)」と答えている。そのほか、請訓から回訓までの具体的経緯についてや、海軍部内と外務との意見の相違についての質問などにも、部内の交渉または意見の交換の状況については、答えることができない、もしくは答える必要がない、との姿勢であった(35)。

回訓前の軍令部長とのやりとりについては、くりかえし質問がなされた。それについて浜口は、「軍令部長を含んだる軍部の専門的の意見は十分に尊重」し、「斟酌」したうえで、最終的な決定は政府が下した(GO)。「軍令部長は賛成したとか……賛成しなかつたとか」いうこと、「同意を得たかどうか」ということについては、答えを差し控え、「一切申し上げない積り」であり、「唯十分に斟酌した」という程度にとどめておきたい。軍部の意見を斟酌したについて、その意見を「全部採用したか、あるいは一部にせまるか」については、「内部のこと」であるから答えられない(GO)、などの応答をしている。ちなみに浜口は、「軍機、軍令に関すること」は、「議会の問題とならない」「議会に於て論議の主題たるべきことではない(GO)」との判断であった。これについては、政友会から議会軽視との批判がなされた。

また、回訓案をめぐって内閣と軍令部長とのあいだで「意見の扞格」があったとされること、「軍令部長が倫敦の協定に反対」でであったとされることについて、「私は其事実を認めない⁽³⁹⁾」としている。したがって、軍部との関係において将来国務の遂行上障害をきたす心配は、少しも持っていないという⁽⁴⁰⁾。

さらに、政府の条約締結決定は、軍の編成権に関する憲法第12条に基づくものか、統帥権に関する第11条に基づくものか、との質問にたいして浜口は、「政府が責任を以て調印したる以上は政府の責任」であり、「其根拠が何処に在るとか、統帥権との関係はどうであるか」ということについては、「私は答弁しませぬ(41)」と、これも応答を拒否している。すなわち、「元来憲法第十1条と第十2条との解釈」については「学者に依つても非常に意見が違つて」おり、実際に「此両者の関係は極めて微妙」であり、答弁を差し控えることが適当だ、「憲法上の解釈をすると云ふことは差控へる」、というのである(42)。

ちなみに、西園寺の政治秘書原田熊雄の口述筆記によれば、議会開会前に政府は、議会対策としてこの問題についての答弁の根本方針を、次のように立てていた。「1、軍令部の意見は最も尊重して斟酌した。2、議会に対する国防上の責任は政府においてこれを負ふ。3、回訓当時における内部手続上の質問、並に憲法上の論議に対しては答える必要がない(43)。浜口の発言は、その線にそったものであったが、後述するように、当時についての浜口自身の判断からくるものでもあった。

なお、原田は、5月13日の貴族院本会議において浜口が、「従来[政府が]答えた『軍令部の意見は斟酌した』という言葉を特に変更し、『軍令部を含む軍部の意見を聴取し、陸海両相を包含する政府が之を決定した』と断言した。漸く之によつて政府が最も用意周到の態度で臨んだ憲法上の解釈問題たる第11条と第12条との相関する事項に、一つの解決が下されたわけである。即ち浜口首相は用兵上の職責と軍編成・軍政上の職責につき言外に明瞭な対案を下した(44)」、と口述している。つまりそれまで「斟酌」としていたものを「聴取」に変更し、憲法解釈に事実上の判断を示したというのである。

しかし同日の浜口の発言は正確には、「軍部の専門的意見を十分に聴取いたし、之を尊重し、之を十分に斟酌いたしまして、而して、海軍大臣、陸軍大臣、即ち軍部大臣を包含したる政府が之を決定した(45)」とのものであり、また浜口は、それ以前、たとえば5月10日の答弁でも「聴取」という表現を使っており(46)、原田が引いている5月13日の発言の後でも、同じ日の別の質問者への続けての答弁のなかで「斟酌」という表現をなお使用している(47)。近年の研究のなかには、原田の口述を踏襲して、浜口がその答弁を議会審議中5月13日に変更したとみるものがあるが、浜口自身にその段階で、答弁を変更したとの認識があったのかどうかは疑問である。なお、浜口の日記にも特段の記載はない。また、5月13日の前記発言の直後にも、「憲法上の抽象的の解釈は之を避くる積もり(48)」、「憲法上の解釈をす

ると云ふことは差控へる(**)」との答弁を繰り返している。 ちなみに、翌5月14日の東京朝日新聞には、浜口が13日の答弁で、「政府は軍部の意向を聴取した上でこれを斟酌したに止まる……と新たに聴取といふ文句を持ちだして 政府は断じて軍部を恐れてないぞといはぬ許りに何時になく声を励まして応酬」したとの記事がある。原田は、あるいはこのような報道に影響され、先のような判断をもったのかもしれない。

さて、この請訓から回訓までの手続きの経緯について は、のちに枢密院でおこなった浜口の陳述があるので、そ れを参照しながら、もう少し詳しくみておこう。

まず、ロンドン海軍軍縮会議参加までの経緯について。 浜口の認識によれば、「軍備縮小の実現」によって、「世 界平和の確立並に人類福祉の増進に貢献」することは、日 本の外交政策に合致するところであり、大正9年(1919年) の国際連盟加盟、翌年のワシントン軍縮会議への参加も、 「此の目的に出たるもの」であった。しかるに、ワシント ン軍縮条約によって、主力艦については軍縮が実現したが、巡洋艦以下の補助艦艇については問題が残された。そ して国際連盟の問題提起のもとに、海軍補助艦艇の軍備制 限について、ロンドンで主要5カ国会議が開催されること となったのである。なおその間ジュネーブで会議がもたれ たが決裂していた(50)。

浜口は、ロンドン軍縮会議を、財政負担の軽減という観点からのみならず、世界平和の追求という国際連盟設立の趣旨のもとにおこなわれたもの、と考えていたといえよう。この時期、世界平和の問題は、たんなる普遍史的なスローガンではなく、第一次世界大戦の膨大な犠牲と破壊からの深刻な教訓として、欧米諸国の政府にとっても、次期大戦の防止という意味で切実なものであった。すでにみたように、浜口は国際連盟の役割をかなり重視し、国際社会の安定の実現を強く望んでいた。国際社会の安定は、彼の国家構想、その全政策体系の前提となるものであったからである。

なお浜口は、この間ジュネーブ会議の決裂によって、アメリカの「大海軍論者」に絶好の口実をあたえ、1929年の海軍建造法成立の原因となったとして、アメリカ内部にも軍縮派と大海軍論派との対立がある旨の認識を示している(51)。当時アメリカ国内では、海軍拡張を推進しようとする海軍当局や上下院海軍委員会などと、軍縮を実現しようとするクーリッジ・フーバー両共和党政権との確執が存在していた(52)。

ロンドン軍縮会議には、米英日仏伊の5カ国が参加したが、米英日間で合意に達した補助艦艇の軍縮協定には仏伊は同意せず、3カ国での協定締結となった。その主要な内容と日本の当初の主張についてはすでにふれたとおりである。

浜口は、当初の主張が十分受け入れられたとは必ずしもいえない3カ国妥協案に同意した理由について、次のように説明している。

妥協案は、英米側における「最終譲歩案」としてだされ

たものであり、これ以上彼らを譲歩させる余地のないものである。したがって、これを拒否し、さらに一押しするには、「会議の決裂を賭して」かからなければならない。もし交渉決裂となれば、米英との関係に「深刻なる衝動」をあたえ、日英米の国交に悪影響をおよぼすこととなる。

日本と米英両国とのあいだには、これからも「平和的解決と友好的協力とを要する幾多重要案件」があり、交渉決裂は、そのような問題の処理に大きな障害となるであろう。「特に支那問題については、兎角我国に取つて不利なる影響を及ぼすものと覚悟せざるべからず」。日英米の「友好的了解」があってはじめて、「極東における帝国の地位」も強固なものとなり、「極東の平和」が保たれる。その米英との関係が悪化すれば、「極東の政局は安定を期し難」いこととなる。

また会議決裂の海軍への影響を考えれば、その場合、アメリカは日本の海軍力を「対米6割以下の比率に低下する迄」造艦競争を試みるもの、と覚悟せざるをえない。アメリカでは、すでに海軍建造法によって、協定不成立の場合、大型巡洋艦23隻の建造が定められており、大海軍論者にそれを利用され、結局その竣工を急ぐことになるであろう。またそれのみならず、すでに合意に達しているワシントン海軍軍縮条約での主力艦についての協定の延長も取り消しとなり、アメリカは主力艦の代換建造も開始するであろう。

その結果、日本は補助艦対米7割の建造を実行するだけでなく、主力艦の建造にもとりかからなければならない。それは「財政の困難を招き、国民の負担を過重ならしめる」こととなり、とうてい「国力の堪えざる所」である。また日米間の関係悪化は、「通商、経済、金融の関係にも障礙」をきたし、「国力総体」のうえからみて「我国際的地位」は低下するであろう。したがって、「広義に於ける我国防上の憂慮」はかえってますます増加することになる。

しかも現在、国民負担軽減、社会政策、失業救済などの必要が切迫しており、これら一切を犠牲にして軍艦建造の競争をおこなうことは、「国家大局」の観点から避けなければならない。したがって、当初の主張よりすれば不満足な点はあるが、相当の方策によって軍事的観点からの「作戦計画上の困難を緩和」することは可能であり、協定をまとめることが国家のため得策である⁽⁵³⁾。

こう浜口は述べている。

会議決裂は、米英との外交関係を悪化させ、東アジアとりわけ中国での日本の国際的地位を危うくするばかりでなく、アメリカとの建艦競争をひきおこし、国家財政上対応困難となるがゆえに、国策上回避しなければならないというのである。

のちにふれる岡田・加藤ら海軍首脳との4月1日の会談でも、浜口は同様の説明をしている。たとえば、外交上の見地からみて、協定決裂は、対米英関係を悪化させ、そのことは、「支那に於ける各種問題の取扱方」において、「我国の正当なる権利」を防護し、「経済上貿易上の利益」を発展させるうえにおいて、「言ふべからざる不便不利」を

もたらす。また、アメリカとの移民問題、イギリスとの公債借換問題、さらには建艦競争の発生など、多くの国際問題の処理に多大な悪影響が生じさせることとなる、と。また財政上からも、会議決裂の結果生じるであろう建艦費用の増大は、財政上「国力の許さざる所」であり、「国力の許さざる軍備の拡張は、無理に之を行ふとも実際に国防の用をなし難し(54)」、と説いている。

では、請訓から回訓までの手続きの具体的経緯であるが、おもに問題とされた加藤軍令部長と浜口の交渉関係を中心にみていこう。

4. 回訓案をめぐる浜口と加藤

浜口の陳述によれば、その間加藤と直接交渉をもったのは3回で、ロンドン全権団からの請訓をうけた4日後、3月19日、浜口と加藤との第1回目の会見がおこなわれた。そこで加藤は、「米国案 [妥協案]」では、「国防用兵作戦計画の責任者として之を受諾することは不可能」であり、他に何らかの確固たる安全保障条件がないかぎり、当初の主張は譲れない旨の意見を述べている(55)。つまり、妥協案受諾には、はっきり反対の意志を伝えている。加藤の記録でも同様である(56)。

浜口の日記には、「加藤軍令部長来邸、軍縮問題に干する 意見を開陳すること1時間以上に及ぶ、態度頗る強硬⁽⁵⁷⁾」、 とある。浜口は「篤と講究を要す⁽⁵⁸⁾」旨を答えている。

西園寺秘書原田の口述によれば、このころ浜口は、「も う少し時の推移によつて海軍の軍令部あたりの熱の冷める のを待ちたい⁽⁵⁹⁾」、との態度であった。

第2回目は3月27日で、海軍長老の岡田啓介軍事参議官も同席した。この時も加藤は請訓案に反対し、さらに押し返して強硬に交渉を試みるべきであり、「会議の決裂」もやむをえない、との意見であった⁽⁶⁰⁾。

浜口は、会議決裂は、「外交上、国防上、財政上その他に渉つて、帝国の前途に重大なる影響」をおよぼすもので、 国家大局の上から請訓案を基本に協定を成立せしめたいと の考えを示し、態度を明らかにした⁽⁶¹⁾。岡田の日記には、 「浜口総理の意志明瞭となる⁽⁶²⁾」とある。

その朝浜口は、すでに原田にたいして、今まで無理のないように、できるだけのことをしてきたが、「もう自分はこの際決心した。断然所信に向かつて邁進するつもりだ(63)」と、その決心を伝えていた。また正午すぎ天皇に拝謁。天皇より「世界の平和の為め早く纏めるよう努力せよ」との言葉があり、「自分の決心益々強固となれり(64)」と、その日記に記している。岡田・加藤との会談はこの後おこなわれた。

また、山梨海軍次官には、2日前の25日に、「会議決裂の危険を冒す能わざる決心」を伝え、さらに、「これは自分が政権を失うとも民政党を失うとも又自分の身命を失うとも奪うべからざる堅き決心なり⁽⁶⁵⁾」と、その決意を述べている。

なお、岡田参議官は、すでに請訓到着前から、「6割でも

5割5分でも結局纏めなければならぬのだ⁽⁶⁰⁾」との考えを 内々に幣原外相らに示しており、請訓直後にも、「止を得 ざる場合最後には此儘丸呑みにするより致方なし⁽⁶⁷⁾」との 見解を山梨海軍次官にもらしていた。ちなみに、西園寺や 若槻も軍縮会議開催前から、対米比率について同様な考え 方であった⁽⁶⁸⁾。

第3回目の会見は、4月1日の、浜口による加藤、岡田、 山梨への政府回訓案の説明会合においてである。浜口はこれによって海軍側の諒解を求めた。この日の会談について は多くの議論があるので、少し立ち入ってみておこう。

そこで浜口は、すでにふれたような判断から会議決裂は、外交上、財政其他の内政上、「困難にして忍び難き結果を招来する」こととなり、「国家大局の上より諸般の点を総合」して判断し、請訓案を条約の基本とすることを決意した。本日その旨のロンドン全権団への回訓を閣議決定したいので承知ねがいたい(69)、として同趣旨の回訓案を示し、次のように述べている。

「会議決裂の場合に於ける国際関係に及ぼす影響、造艦競争の免かるべからざること、財政を中心とせる内政上の諸問題等に思を致し、軍縮会議の使命と目的とに考へ、国家の大局上遂に最後の判断を下すべき場合に到達し、……此回訓案を以て本日の閣議に諮り其の決定を乞はんとす(つ)」。

「国家の大事を決するには、独り軍事上の見地のみならず……外交、財政、経済、思想等諸般の観察を総合して大局より判断を下さざるべからず。其判断の結果が軍部専門家の従来の意見を十分に満足せしむる能はざりしは、余の最も苦痛とし遺憾とする所なるも、若し……本日の閣議の結果此回訓案を可決し……事態一たび確定したる以上は、軍部当局としては其確定したる事態の上に立ち、其範囲内において君国の為最善の努力を尽くし其職務に尽瘁せられんことを切望す(71)」。

浜口陳述によれば、それにたいしてまず、岡田軍事参議官が、「此の案を以て閣議に御諮りになることは已むを得ぬことと思ひます。専門的見地よりする海軍の意見は従来通りでありまして、……閣議で定まりますならば、海軍としては之にて最善の方法を研究致さす様尽力します(72)」、と応答した。岡田の日記でも内容的にほぼ同様である(「此回訓案を閣議に上程せらるるは止を得ず。但し海軍は3大原則は捨てませぬ。……閣議決定の上は之に善処するよう努力すべし(73)」)。

つづいて、加藤軍令部長より、「用兵作戦上からは、米 国案では困ります。……用兵作戦上からは……」、との発 言がなされた(浜口陳述)。浜口日記では、その発言は、「請 訓案には用兵作戦上からは同意することが出来ませぬ。用 兵作戦上からは」、となっている。

加藤の日記には、「軍令部は国防用兵の責任者として米提案を骨子とする数字は計画上同意し難き旨明言す(74)」、とある。岡田日記では、「加藤は『米国案の如くにては用兵作戦上軍令部長として責任は取れません』と言明(75)」、と

記されている。

陳述によれば、この加藤の発言を、浜口は次のように理 解している。

「岡田参事官の意見は、海軍の専門的見地よりして代表意見なりと承知し居たり、(即ち、自分の説明に対して、岡田参議官が前述の如き挨拶を述べられたるは、予め加藤軍令部長に於ても承知と聞けり)。随て、最後になしたる加藤軍令部長の付言は、岡田参議官の代表挨拶の一部(即ち中段)を繰り返して述べられたるものにして、結論においては、岡田参議官の陳述と異ならざるものと信じたり。即ち、軍部専門家に於ても、結局回訓に異議を唱へざるものなることを信じ居たりで。」。

ここでの岡田の発言内容にかかわって、岡田の日記には次のような個所がある。

「[3月31日] 夕刻加藤軍令部長を部長室に訪ひ、明朝浜口は回訓案を説明する趣なり。其際君は此案を閣議に付せらるるは止を得ず、但し海軍は3大原則を捨てる者にあらざるも、閣議にて決定すれば夫に対し善処すべし位のことは言はれんかと申したるに、それにては米案を承認したようになるからなあと云ふ。依て余は、然らば其意味の事を余より言ふべし。君はだまつて居てくれぬかと申したるに、そうしようと云たるに付辞去(で)」。

なお、堀海軍省軍務局長の記録では、4月1日の岡田発言は、3月31日加藤との会談の時すでに手記されたもののかたちでできあがっており、加藤との協議はそれをみせておこなわれたようである(78)。

もし陳述での浜口の、加藤は岡田の発言を事前に承知していたとの認識が、事実4月1日当時のものだとしたら、浜口はこのことを、岡田から、おそらく山梨を経由して聞いていたものと思われる(**)。当時浜口は臨時海相事務管理として、軍令事項をのぞく海相のすべての職務を代行しており、次官である山梨を指揮命令する権限をもっていた。事実、浜口の日記をみると、山梨は頻繁に浜口を訪れ指示をうけている。なお、加藤の日記には、3月31日の岡田とのやりとりの記述はない。

いずれにせよ、4月1日の加藤の発言では、全権からの 請訓にある妥協案(加藤の表現では米国案)には用兵作戦 上もしくは国防用兵の計画上からは同意できない旨の意思 表示がなされたことは、当時の出席者の記録に共通してお り、まちがいない。

これら浜口・岡田・加藤それぞれの記録から、次のことがわかる。海軍側は軍令部のみならず海軍省も3大原則を維持しており、その観点から妥協案は受け入れがたいとの姿勢で、その点は会談で岡田も浜口に明言し、浜口もそのように認識している(浜口陳述「海軍の意見は従来通り」、岡田日記「海軍は3大原則は捨てませぬ」、加藤日記「岡田は海軍の態度に付き依然一貫の旨を告ぐ(80)」。一般の書物

ではあまりふれられていないが、この点では公式に軍令部 も海軍省も一致した姿勢をとっていたのである。それは後 述する3月26日の海軍部内の決定をみてもわかる。した がって、その観点からみれば、加藤の発言自体は、よくい われているような、海軍内の合意から逸脱した苦しまぎれ の反対もしくは意図不明の発言ではなく、内容的には海軍 側の意向を反映した正当なものといえる。したがって、浜 口もそれを、「岡田参議官の代表挨拶の一部(即ち中段「海 軍の意見は従来通り] [海軍は3大原則は捨てませぬ])を 繰り返して述べられたるもの」と受け取ったとしている。 問題は、そのうえで内閣の回訓案決定を受け入れるかどう かにあった。岡田は、それについて、閣議で決定されれば 「最善の方法を研究致さすよう尽力」「善処するよう努力」 する、すなわちそれに従う旨を答えている(81)。加藤はこれ についてはその場で否定的な発言をしていない。この点は 3者の記録とも一致している。これを、浜口・岡田は、加 藤が黙認したものと受け取ったといえよう。加藤自身はの ちに、黙認したわけではない旨を繰り返し、回訓案への反 対を表明している。

加藤は内心では、3月31日の岡田との会話にもあらわれているように、回訓案を認めたくない気持ちが働いていたであろうが、少なくともこの会談では、政府の回訓案決定そのものに反対もしくは不同意の明言ないし意思表示はなされていないのである。これについては、加藤自身も、「政府が回訓発布数日前より既に軍令部無視の準備を為しあり……。予として悔恨に堪えざるは、当時これを許さざりし事情ありしにもせよ、敢然として防止の挙(非常手段)に出でざりしことなり(82)」、と回訓に反対する決定的な行動にでなかったことをのちに悔やんでいる。このことには、おそらく4月1日の会合での自分の対応についのそれも含まれていたと思われる。この日をふくめ加藤が回訓案そのものに当初から反対姿勢で一貫していたとの見解が一部になおみられるが、それはかならずしも正確でないといえよう。

原田の口述筆記でも、4月1日当日の浜口からの話として、「軍令部長も、強いて7割を固持して各方面から遂に思はざる結果を生じ、或は政争の渦中に投ずるに至るが如きは、最も好まざるところであるから、慎重なる態度を以て、『政府の方針とあらば已むを得ぬ』という風に穏便な態度を見せて、静かにその日は帰つて行つたらしい(83)」、となっている。

事実、4月2日の加藤軍令部長の天皇への上奏内容も、「米国の提案は、実に帝国海軍の作戦上に重大なる欠陥を生ずる恐るべき内容を包蔵するもので御座ります。……今回の米国提案は……大正12年に御裁定あらせられたる国防方針に基づく作戦計画に重大なる変更を来すを以て、慎重審議を要するものと信じます(84)」、とのものであった。請訓案では作戦上重大な欠陥が生じ、国防方針に基づく作戦計画に重大な変更をきたすゆえに慎重審議が必要だとするもので、政府の回訓そのものに反対する旨の明言はなされていない。

この加藤の上奏について、奈良武次侍従武官長も、「結論としては、米国提案に同意するときは、国防の遂行上不可能なりと言ふに非ずして、……大正12年御策定の国防に要する兵力及国防方針の変更を要すと云ふに過ぎざる(85)」内容だとしている。

その日上奏後、加藤は、「国防用兵の責任を有する軍令部の所信として米案なるものを骨子とする兵力量には同意できない⁽⁸⁰⁾」との声明を発表したが、岡田はそれについて、「此程度ならば差支なからん⁽⁸⁷⁾」とみていた。おそらく軍令部の所信としては認められる内容であったからであろう。

加藤が、少なくとも4月1日の会合で、それまでの軍縮会議の決裂もやむなしとの強硬姿勢とは異なる態度をとった背景には、3月26日におこなわれた海軍の省部最高幹部会議での決定があったものと思われる。この日、岡田、加藤、山梨、末次、堀禎吉軍務局長、矢吹省三政務次官(貴族院議員)があつまり、今後の方針を審議決定していた。その方針には、「一、米国案を応諾する能はず。……二、決意の伴はざる中間妥協案を海軍より提出するは不可能なり……五、海軍の方針が……政府の容るる所とならざる場合と雖も……官制の定むる所に従ひ政府方針の範囲に於て最善を尽くす可きは当然なり」、などの項目がふくまれていた。さきの加藤の行動には、この決定が影響していた可能性は十分考えられる。なお、第5項を明記することに末次は消極的であったが、加藤は一切異論をはさまなかったようである(88)。

しかし、その後加藤はふたたび態度を硬化させ、回訓後締結された軍縮条約が国内で批准されるのを阻止する方向で、各方面への説得工作に積極的に動きはじめる。原田の推定では、そのような変化には、末次の加藤への働きかけの影響があり、さらにその背後には政党内閣に否定的な平沼騏一郎枢密院副議長が存在し、また末次・平沼らは倒閣を意図する森恪政友会幹事長とも繋がりをもっていたとのことであるが、その問題にはこれ以上立ち入らない(89)。

その点はともかく、なぜ加藤はこのように3大原則にこだわったのであろうか。このことにかかわって、たとえば加藤は当時次のような発言を残している。

「どうも実に英米に縄を付けられて牢屋にでも放り込まれたようだ。……日本が、たとえば東洋、殊に支那において発展するためには何が障碍になるか……と言ふことで大体判断して、相手に対して脅威を感ぜしめるだけの威力を整へるということでなくてはならぬ⁽⁹⁰⁾」。

「支那問題は所謂幣原外交で米国と提携してやつて貰ふことを冀う次第であるけれども、米のエコノミック・ペネトレーションの欲望は日本を邪魔にして、中々妥協を許すまい。斯くして利権の争奪が政治問題となり、そこに暗闘が起こり、……支那問題は海軍の力でで強行すべしと言ふ [米国の] 勢は到底削減すべくもないと思ふ。……我々は彼を畏怖すべき何物かを持つていなければ、足下を見透かされて米国一流の高圧手段を防止すること

は出来ぬと思ふ(91)」。

つまり、日本が中国大陸に発展していくうえで障害となるものを考え、それを排除できるだけの威力、すなわち障害となる国にたいし脅威を感じさせるレベルでの威力をととのえなければならない。ことに中国問題では日米間で利権の争奪がおこり、軍事的緊張状態となる可能性なしとしない、というのである。

ちなみに、1923年(大正12年)裁定の第二次改定帝国 国防方針には、次のような記述がある。

「大戦後国際の政情未だ安定せず。……政局紛糾、禍機? 醸の起因は主として経済にあり。惟ふに列強経済戦の焦点 たるべきは東亜大陸なるべし。蓋し東亜大陸は地域広大、 資源豊富にして他国の開発を俟つべきもの多きのみなら ず、巨億の人口を擁する世界の一大市場なればなり。是に 於て帝国と他国との間に利害の背馳を来し、勢いの趨くと ころ遂に干戈相見ゆるに至るの虞なしとせず。而して帝国 と衝突の機会最多きを米国とす(92)」。

加藤は、おそらくこの国防方針に忠実な姿勢から、対米戦の現実的可能性を想定して、用兵作戦の責任者として3大原則の実現にこだわったものと思われる。海軍内部では一般に、対米戦を実際に想定すれば、3大原則は軍事戦略上必要不可欠なことと考えられており、また加藤自身国防方針策定に深く関わっていた(93)。

それにたいして、岡田や山梨は、次のような、ワシントン海軍軍縮会議での全権代表加藤友三郎海相の考え方のラインをひくものであったと思われる。

「先般の欧州大戦後……国防は軍人の専有物に非ず。……国家総動員して之に当たるに非ざれば目的を達し難し。故に、一方にては軍備を整ふると同時に民間工業力を発達せしめ、貿易を奨励し、真に国力を充実するに非ずんば、如何に軍備の充実あるも活用する能わず。平たく言へば、金が無ければ戦争が出来ぬと云ふことなり。戦後……日本と戦争の起る Probability のあるは米国のみなり。……然らば其の金は何処より之を得べしやと云ふに、米国以外に日本の外債に応じ得る国は見当らず。……英仏は在りと雖も当てには成らず。斯く論ずれば、結論として日米戦は不可能といふことになる。……茲に於て日本は米国との戦争を避けるを必要とす(94)」。

すなわち、総力戦段階の認識からする日米不戦論である。加藤海相はこのような観点から、主力艦の対米6割を受け入れたのである(当初の日本側主張は対米7割)。

つまり、岡田や山梨は、必ずしも対米戦の現実的可能性を実際には想定していたわけではなく、対米軍備は一種の抑止的な効果のレベルでもかまわないとみていたのではないだろうか。したがって、もちろん3大原則の実現は望ましいとの姿勢であったが、外交上財政上の判断から、それ

に必ずしも固執しなかったものと思われる。浜口や若槻、 幣原、西園寺らもまた同様であろう。

ちなみに、第一次世界大戦の経験によって、今後、先進国間の全面戦争は長期の総力戦となり、そのコストや犠牲はどのような戦争目的をも超えるものとなることが明らかとなっていた(⁹⁵⁾。したがって、応戦能力と国力が一定のレベルに達していれば、たとえば対米6割程度でも、その点から対外的に戦争抑止の効果があると考えられていたのである。

浜口は、国際協調と中国内政不干渉のもとで、金解禁や産業合理化政策などよって、東アジアにおいて欧米諸国と本格的に経済レベルで競合しうるだけの国際競争力のある国民経済の編成をつくりあげ、中国との経済交流の増大、輸出市場の拡大をはかろうとしていたが%、それには国際社会とりわけ東アジアとそこをめぐる国際環境の安定が必要であり、それが彼の全政策体系の実現の前提となっていた。浜口にとって、対米戦はその国家構想のみならずより長期的な将来におけ日本の安定的な発展の可能性を全面的に破砕するものとなり、対米不戦はいうまでもないことであった。そして浜口も大戦後先進国間での戦争は国家総動員となることを認識していた。。また対米協調は、原内閣以来政党内閣の基本的な路線であったのである。

なお加藤(寛)は、前年11月の浜口との会談で、東郷平8郎海軍元帥の、「支那の現状を見よ。至る所に国際問題を引起こすべき不安がある。而して支那自身の力では決して之を処理し得ず。必ず日英米の厄介にならざれば済むまい。この危険が伏在する以上口舌の折衝のみで無事に解決する望みは殆ど無い」、との発言を引いて、「今や日米両国は嵐の前の静寂」の状態で、「国際間の道義を無視する暴戻支那を相手として日本が絶対不戦で解決せんとすれば畢竟支那の言うなり次第となるより手なく」、しかも「今回のスティムソンの回答を見るに、……日本に必敗的比率を強いて支那問題について覇者たらんとする企図に出づるものなること明瞭なり(98)」、と述べている。

加藤の中国認識は、国際間の道義を守らずかつ国としての自己統治能力を欠いているとするもので、したがってアメリカの介入は必至で、しかも中国への経済的浸透を企図するアメリカには対日圧迫の意志があり、覇権掌握の野心がある、というのである。このような認識は、中国の統一は可能であるし日本にとっても望ましく、脅威をうけるものではないとする浜口の中国認識®とは対立的なものであり、ロンドン海軍軍縮条約問題は、たんに米英をどうみるかのみならず、その核心に対中国認識、対中国政策の相違があったといえよう。

ちなみに、加藤・末次と繋がる政友会幹事長森格は、中国からアメリカの勢力を駆逐しなければ日本の指導権を確立することができず、それには対米7割の海軍力を必要とするとの見方をとっていたようである(100)。他方、陸軍の最有力者宇垣一成陸相は、回訓案に肯定的な姿勢で、「帝国が支那に於て機会均等主義の下に発展を図るならば、米国としても実力を以て之を妨害し戦争に導く如きことは為さ

ざるべし(101)」、との考えであった。

さて、1930年(昭和5年)5月13日、議会が閉会し、まもなく財部毅海軍大臣が帰国。浜口は臨時海相事務管理の職をはなれた。そのご紆余曲折をへて、5月23日、海軍軍事参議官会議は、軍縮条約についての天皇からの諮問にたいして、その協定内容では、「海軍作戦計画の維持遂行に兵力の欠陥を生ず」としながらも、一定の補充対策を講ずれば、「国防用兵上ほぼ支障無きを得るものと認む(102)」、とする奉答文を全員一致で決定。同日奉答がおこなわれ、条約は枢密院に諮詢されることとなった。

その間、加藤軍令部長が辞職。後任には財部の奏薦により条約容認派の谷口尚真が就いた。同時に、山梨次官、末次次長も更迭された。また、従来の慣行にもとづいて、兵力量の決定には海軍大臣と海軍軍令部長との間で意見の一致が必要とされる旨があらためて覚書のかたちで成文化された(103)。なお加藤は辞職後軍事参議官となり、先の奉答文決定にも参加署名している(104)。

5. 枢密院審議

次に枢密院での浜口の発言をみていこう。ただし、いくつかの発言についてはすでに論及しており、また議会での応答と重複する部分もあるので、それ以外のポイントとなる点のみにかぎる。

さて、枢密院ロンドン海軍条約審査委員会は、1930年(昭和5年)8月13日から9月26日まで開かれた。

まず、さきに述べたの加藤軍令部長の態度にかかわって、軍部に反対があったにもかかわらず首相が国防の安全を断言することができるのか、との疑義がだされた。

浜口はそれにたいして、「当初軍令部長に反対ありたるは事実なるも、結局においては、軍令部長に於ても回訓に対して異議を唱へず、自分は軍令部長に異議なかりしものと諒解したるものなり」、と答えている。

さらにそれについて、政府は、議会では軍部の意見は尊重し斟酌したとし、軍令部長が同意したのかどうかにの質問については応答していない。それがさきのように口調を変えたのはなぜか。首相は態度を一変したのではないか、との質問がなされた。

その点について浜口は、軍令部長がどのような意見であったのか、「帷幄機関」と意見が一致したかどうかというような点について、議会においては「自分は斯かる内部関係のことは答弁すべきものにあらずと考へ」、そのように答弁した。ここではその「内部の実状を説明」しているのであって、「議会に於ける答弁との間に矛盾あるものにあらず」、と応答している(105)。

「帷幄機関との交渉顛末の如きは、議会に於て詳細に亙り答弁することを得る性質のものにあらず。……本 [枢密院] 委員会に於ける用語の異なるは、自分の態度一変したるが為にあらず。答弁の場所が異なる為にして、趣意は一貫せるものなり(106)」。

すなわち、軍令部など帷幄機関は、帷幄の「内部」にあるもので、「議会と何等接触を有せず」、したがって直接議会にたいして責任を負うものではなく(107)、その発言やそれとの交渉内容を議会にたいして明らかにすることは、内閣の権限を超えることで不可能であったが、枢密院では機関の性質上それが可能で、したがって軍令部長に異議はなかったと答えたのである。したがって自分の態度は一貫している、というのである。

浜口が、なぜ加藤が回訓案に同意したと考えたかについては、さきにみたように、枢密院の浜口陳述で、4月1日の岡田発言への加藤の対応から、「結局回訓に異議を唱へざるものなることを信じ居たり」、とふれられている。また、臨時海相事務管理である自分にたいして、当時加藤はそのほか回訓案を否定するような、また回訓を阻止するような積極的行動をとらなかったことからもそう判断した旨の発言もつけくわえている(108)。

なお、4月2日の加藤の上奏についても、浜口は事前に 海相事務管理として加藤より通牒をうけており、内容を承 知していた。そしてそれを、「国防上の責任を執ること能 はずと云ふが如きものにあらず」、と判断していたのであ る(109)。

またこの件にかかわって、近時の研究には、加藤軍令部長とのやりとりについての浜口の答弁が議会と枢密院とで相違している点について、その間に兵力量決定に関しての海軍省軍令部間の覚書が作成されたため、枢密院ではそれにそって答弁せざるをえなかったためだとする解釈がある。しかし、浜口は、すでにみたようにその相違は発言の場所の性格によるもので、自分の判断は一貫しているとし、「従来の[兵力量決定に関する]慣行は大体承知し居たる故、慣行の精神に従て処理したる積りなり(110)」、と枢密院で述べている。

もちろんこの発言は事後でのものであるが、これまでみてきたような関係者の記録や当時の経緯からして、浜口のこの件についての答弁はある程度一貫性があり、必ずしも虚偽の言辞を弄しているようには思われないがどうであろうか。ちなみに、兵力量決定に関する従来の慣行とは、1893年(明治26年)制定の「省部事務互渉規定」によるもので、そこでは兵力量に関する権限は海軍省軍令部双方に両属的なものとされている(111)。

なお、兵力量決定に関し海軍省軍令部の意見が一致しない場合は内閣はどう取り扱うのかとの質問にたいし、浜口はこう答えている。従来の慣行からしても一致しない意見が内閣に提出されるはずがなく、たとえ一致した意見であっても内閣として反対ならば軍部に再考をうながすこととなる。これまでにも政府が「財政上外交上等の見地」から軍部の意見に「同意せず」、そのため「取止」ないし「重要なる変更」をくわえられた「実例」は多い(112)、と。つまりことさら憲法上の解釈にふみこまなくても、これまでの実例によって内閣の判断が軍部の上位にあることを示そうとしているのである。この発言は、内閣と軍部との関係について、したがってまた内閣と統帥権との関係について重

要な意味をもつものであるが、これにたいする反論はなされていない。

また、内閣が帷幄機関の意見を無視して回訓を決定したのは統帥権侵犯ではないかとの非難については、浜口は次のように反論している。憲法上、統帥権も兵力量決定権もともに天皇の大権である。したがって、同じく天皇に属する「一の大権が他の大権を如何にして侵犯することを得べきや」。そのようなことは想定できないことである。いま問題となっているのは、行政上の輔弼機関たる政府が、統帥事項を補弼する帷幄機関の権限を侵したかどうかであり、これは大権の侵犯という問題とはまったく別の事柄である。しかも、すでに述べたように、軍令部長は当時政府の処置に異議をとなえたわけではなく、その権限の侵害云々の問題はありえないことである(113)、と。

そのほか、枢密院からの軍事参議院会議奉答文の提出要請については、「政府の手元に存せず」、したがって、提出を拒絶したり承諾する立場にない旨を答えている。ただし、内閣官制第7条によって浜口は奉答文を正式に入手しうる立場にあったが、この問題については「充分に慎重考慮を遂げたるものにして、今更考慮の余地なし(114)」、とつっぱねている。原田の口述によれば、8月4日倉富枢密院議長が浜口との会談において、さきの法的手続きによって入手するよう求めたのにたいして、「閣下は敢えて政治に干渉なさるのか(115)」、と言下に拒否。浜口がかなり強い態度で枢密院に臨んでいるのがわかる。ただ、じつは倉富らは、審査委員会開始前の8月6日にすでに奉答文の写しを手に入れていた(116)。

このように、当初倉富議長、平沼副議長、伊東審査委員長はじめ枢密院側は、条約批准に否定的な態度であったが、浜口は、元老西園寺や牧野内大臣はじめ宮中グループ、さらには世論の支持をバックに、結局枢密院側を押し切り、10月1日枢密院本会議において全会一致で条約批准が決定された。

その間浜口は、枢密院にたいして、融和的な方法をとらず、強硬姿勢に終始し、「断固たる処置をとる決心い」を周囲に幾度かもらしているが、その決心は、たんに条約批准を実現するということのみでなく、この機会に枢密院を政治的に無力化しようとの決意がふくまれていた。枢密院は、第一次若槻内閣の緊急勅令案を否決して総辞職させるなど、しばしば政党政治、議会政治の発展に阻止的な役割をはたしてきた。浜口はにそれらが念頭にあり、これを非政治的で実務的な審議機関化することを考えていた思われる。

「政府としては、[枢密院の審議について] 規定方針どおり、左右を顧みず、一貫したる信念をもつてこれに対し、一歩も譲るところはないのだから、あくまでもこの方針を確守し、憲政発達のために貢献したい(18)」。

宮中に大きな影響力をもつ元老西園寺も、「万一枢密院 が不条理なことで政府に対抗してきた場合に、総理はその 職権を以て、政府の都合により議長副議長を罷免し、新しい議長副議長を以て御諮詢に答えさせてもいいではないか」との意向をもらしていた(119)。また浜口自身も、事態の推移によっては、「枢密院正副議長および伊東[巳代治審査]委員長等を免官にする様な処分に出ざることとなるやも計り難く、前軍令部長[加藤]も軍機漏洩の廉にて免官処分に処する必要あるべく、一種のクーデターなるもこの際已むを得ず(120)」、との発言を残している。

そして、このロンドン海軍軍縮問題において内閣の強硬 姿勢の前に枢密院は敗北し、これ以降、事実上政治的には 無力化する。

6. 条約批准と浜口の死

1930 (昭和5年) 年10月2日、天皇の裁可をへて、正式に条約が批准され、翌日、財部海相が辞職。後任には財部の推薦によって条約容認姿勢の安保清種が就いた。その後、海軍補充計画について大蔵省と海軍側との折衝がおこなわれ、かなりの難航のすえ、11月11日の次年度予算閣議において、昭和6年から5年間に予定されていた建艦費留保財源5億8000万円のうち、3億7400万円を補充計画にあて、残り1億3400万円を減税に向けることが決定された。これて、近日内間下において、海軍、陸軍、校察院を

こうして、浜口内閣下において、海軍、陸軍、枢密院をふくめ、議会政党による国家システムの全体的なコントロールがほぼ可能となる体制がようやくできあがってきたといえよう。海軍は、海軍大臣・軍令部長に、条約容認の安保・谷口が就任し、内閣の決定を重視するスタンスであった。陸軍も、ロンドン海軍軍縮条約やそれをめぐる統帥権問題には基本的に介入せず、陸軍大臣宇垣一成は、当時政党内閣のリーダーシップを承認する立場をとっており、参謀総長も宇垣派の金谷範三で、陸軍省・参謀本部ともに、いちおう彼らの統率下にあった。しばしば、ロンドン海軍軍縮条約問題は国論分裂の端緒となったとの見解がみられるが、そのような理解は再検討を要するように思われる。

またそれとともに、ロンドン海軍軍縮条約の締結によって、日本は実質的にアメリカ、イギリスとならんで、国際社会をリードしていく国の一つとなったのである。このわずか15年後に、第二次世界大戦によって、全国の主要な都市が焦土と化し、膨大な数の人々が戦禍にたおれ、さらに他国の占領下におかれるとは、浜口をふくめほとんどの人が夢想だにしなかったことであろう。

ロンドン海軍軍縮条約をめぐる1連の問題がようやく決着し、昭和6年度予算案が閣議決定されてから3日後。11月14日朝、浜口は、岡山での陸軍演習視察に向かおうとして、東京駅のプラットホームで狙撃された。犯人は右翼団体愛国社構成員の佐郷屋留雄であった。浜口は重体となったが、その後一命を取り留め、入院加療につとめることとなった。その間幣原外相が臨時首相代理に就いた。しかし途中、議会の混乱に対処するため無理を押して登院したことによって症状が悪化。翌年4月13日、内閣は総辞職。8月26日死去した。

他方、このころ、陸軍中央の主要実務ポストの掌握と満蒙問題の武力解決などをめざしていた、永田鉄山ら一夕会メンバーが、ポスト掌握を実現しつつあった。たとえば、1929年(昭和4年)8月に岡村寧次が陸軍省補任課長に、翌年8月に永田が同軍事課長となっている。また同年9月、国家改造を標榜する橋本欣五郎らの桜会も結成された。そして、浜口の死の4日後、政友会筆頭総務の森格は、満州での「国力の発動⁽¹²⁾」を主張する満鮮視察報告を党幹部らの会合でおこなっている。一夕会の石原莞爾、板垣征四郎は、すでに前年10月に関東軍参謀として渡満していた。満州事変勃発は、浜口死去の約3週間後であった。

注

- (1) 「施政方針に関する首相声明」『浜口雄幸集 論述・講演篇』(以下『論述・講演篇』と略) 136 頁。
- (2) 「経済難局打開の使命」同 183 頁。「軍縮会議と我国の 態度」同 193 頁。
- (3) 『浜口雄幸集 議会演説篇』(以下『議会演説篇』と略) 57、197頁。
- (4) 同 688 頁。
- (5) 「昭和5年4月1日回訓二関スル経緯」『太平洋戦争への道』別巻(朝日新聞社、1963年)38頁。「加藤寛治日記」『続・現代史資料』第五巻(みすず書房、1994年)92頁。
- ** 若槻礼次郎『明治・大正・昭和政界秘史』(講談社文庫、1983年) 354~355頁。
- ^① 五百旗頭真「スティムソンと近代日本」『現代世界と政治』(世界思想社、1988年)。
- ⑻ 『議会演説篇』84頁。
- (9) 同上。
- (10) 同88頁。
- 印 688 頁。
- (12) 同 161 ~ 162 頁。
- (13) 同 680 頁。
- (14) 闰上。
- (15) 同 194 頁。
- (16) 同 665 頁。
- (I7) 鹿島平和研究所編『日本外交史』第16巻(同、1973年) 11 頁、141~142 頁。
- (18) 『議会演説篇』681 頁。
- □ 同 666 ~ 667 頁。
- (20) 『日本近代史事典』(東洋経済新報社、1958年) 付表 (916 頁)、ポール・ケネディ『大国の興亡』(草思社、1993 年) より。
- (21) 堀悌吉「倫敦海軍条約締結経緯」『現代史資料』第7巻 (みすず書房、1964年) 88頁、1930年末。
- (22) 『議会演説篇』157、180頁。
- (23) 同 682 頁。
- (24) 同159頁。
- (25) 同158頁。
- (26) 同上。

- (27) 同上。
- (28) 同 191 頁。
- (29) 同 57 頁。
- (30) 『帝国議会衆議院議事速記録』昭和5年4月26日。
- (31) 『議会演説篇』57頁。
- (32) 『帝国議会衆議院議事速記録』昭和5年4月26日。
- (33) 『議会演説篇』62 頁。
- (34) 同67頁。
- (35) 同 145、160 頁。
- (36) 同181頁。
- (37) 同196、146、160頁。
- (38) 同105頁。
- (39) 同 82 ~ 83 頁。
- (40) 同 145 頁。
- (41) 同195頁。
- (42) 同81頁。
- (43) 原田熊雄『西園寺公と政局』(岩波書店、1950年)第 1巻56頁。
- (44) 同 58 頁。
- (45) 『議会演説篇』170頁。
- (46) 同197頁。
- (47) 同173頁。
- (48) 同170頁。
- (49) 同173頁。
- (50) 同 662 ~ 663 頁。
- (51) 同 663 頁。
- (52) 鹿島平和研究所編『日本外交史』第 16 巻 $11 \sim 12$ 頁、 $140 \sim 142$ 頁。
- (53) 『議会演説篇』665~667頁。
- (54) 「回訓決定の件説明原稿」『論述講演篇』253~255頁。
- (55) 『議会演説篇』669頁。
- (56) 加藤寛治『倫敦海軍条約秘録』(私家版、1956年) 13 百。
- (57) 『浜口雄幸 日記·随感録』314 頁。
- (58) 『議会演説篇』669頁。
- (59) 原田熊雄『西園寺公と政局』第1巻28頁。
- (60) 『議会演説篇』669頁。「加藤寛治日記」『続・現代史資料』第5巻93頁。
- (61) 『議会演説篇』669~670頁。「昭和5年4月1日回訓ニ 関スル経緯」『太平洋戦争への道』別巻31頁。
- (62) 「岡田啓介日記」『現代史資料』第7巻6頁。
- (63) 原田熊雄『西園寺公と政局』第1巻32頁。
- (64) 『浜口雄幸 日記・随感録』318頁。
- (65) 堀悌吉「ロンドン会議請訓より回訓までの期間身辺雑録」『現代史資料』第7巻37頁。
- (66) 原田熊雄『西園寺公と政局』第1巻26頁。
- (67) 「岡田啓介日記」『現代史資料』第7巻4頁。
- (68) 原田熊雄『西園寺公と政局』第1巻18~19頁。
- (69) 「回訓決定の件説明原稿」『論述講演篇』255頁。
- (70) 『議会演説篇』670頁。
- (71) 「回訓決定の件説明原稿」『論述講演篇』256頁。

- (72) 『議会演説篇』670頁。浜口の「軍縮問題重要日誌」でも表現が少し異なるが同内容(『浜口雄幸 日記・随感録』446頁)。
- (73) 「岡田啓介日記」『現代史資料』第7巻7~8頁。
- (74) 「加藤寛治日記」『続・現代史資料』第5巻94頁。
- (75) 「岡田啓介日記」『現代史資料』第7巻8頁。
- (76) 『議会演説篇』671 頁。
- 『 「岡田啓介日記」『現代史資料』第七巻七頁。堀悌吉「ロンドン会議請訓より回訓までの期間身辺雑録」『現代 史資料』第7巻39頁、参照。
- (78) 堀悌吉「ロンドン会議請訓より回訓までの期間身辺雑録』『現代史資料』第7巻39頁。「加藤寛治日記」『続・現代史資料』第5巻94頁。
- (79) 堀悌吉「ロンドン会議請訓より回訓までの期間身辺雑録」『現代史資料』第7巻39頁、参照。
- (80) 「加藤寛治日記」『続・現代史資料』第5巻94頁。
- (81) 加藤寛治『倫敦海軍条約秘録』でも同様(同18頁)。
- (82) 同19頁。
- (83) 原田熊雄『西園寺公と政局』第1巻35~36頁。
- (84) 「昭和5年4月1日回訓二関スル経緯」『太平洋戦争へ の道』別巻47頁。加藤寛治『倫敦海軍条約秘録』62~ 63頁。
- (85) 『奈良武次日記・回顧録』(柏書房、2000年) 第4巻217 頁。
- (86) 『東京朝日新聞』昭和5年4月3日。
- (87) 「岡田啓介日記」『現代史資料』第7巻8頁。
- (88) 「昭和5年4月1日回訓二関スル経緯」『太平洋戦争への道』別巻25~26頁。堀悌吉「ロンドン会議請訓より回訓までの期間身辺雑録」『現代史資料』第7巻37頁、同「倫敦海軍条約締結経緯」『現代史資料』第7巻90~91頁、も参照。
- (89) 原田熊雄『西園寺公と政局』第1巻63頁。伊藤隆『昭和初期政治史研究』(東京大学出版会、1969年) 236頁以下、337頁以下。小林龍夫「海軍軍縮条約」『太平洋戦争への道』第1巻121~122頁。
- (90) 同40頁。
- ⁽⁹¹⁾ 加藤寛治『倫敦海軍条約秘録』3頁。同「幣原と会見」 『続・現代史資料』第5巻465頁、参照。
- (92) 島貫武治「国防方針、所用兵力、用兵綱領の変遷(下)」 『軍事史学』第九巻第1号66頁。
- (93) 麻田貞雄『両大戦間の日米関係』(東京工学出版会、 1993年) 161~162頁。なお、堀悌吉「倫敦海軍条約 締結経緯」『現代史資料』第7巻88頁、参照。
- (94) 「加藤全権伝言」『太平洋戦争への道』別巻3頁。
- (%) ジョージ・ケナン『アメリカ外交50年』(岩波書店、1991年) 86 頁以下。
- (%) 拙稿「戦間期政党政治の国家構想と対中国政策」『思想』2002年2月号、参照。
- ⁽⁹⁷⁾ 浜口雄幸「財政の余裕と其処分問題」『太陽』大正11 年1月号。
- (98) 加藤寛治『倫敦海軍条約秘録』5~6頁。

- (99) 拙稿「戦間期政党政治の国家構想と対中国政策」『思想』2002年2月号、参照。
- (100) 山浦貫一編『森恪』(原書房、1982年) 671 頁。
- (101) 『宇垣一成日記』(みすず書房、1968年) 第1巻775頁。
- (102) 「昭和5年4月1日回訓ニ関スル経緯」『太平洋戦争へ の道』別巻55頁。
- (103) 堀悌吉「倫敦海軍条約締結経緯」『現代史資料』第7巻 94~95頁。
- (104) その経緯については、田中宏巳「昭和七年前後における東郷グループの活動」(一)『防衛大学校紀要』第51 輯、1985年、参照。
- (105) 『議会演説篇』 675 ~ 676、678 頁。
- (106) 同 694 ~ 695 頁。
- 回 674 頁。
- (108) 同 672 頁。
- (109) 同 676 頁。
- (110) 同 674 頁。
- (III) 海軍省編『海軍制度沿革』(原書房、1971年)第2巻 260頁以下。伊藤孝夫『大正デモクラシー期の法と社 会』(京都大学出版会、2000年)233頁。
- (112) 同 674 頁。
- □ 同 673 ~ 674 頁。
- (114) 同 695 ~ 696 頁。
- (115) 原田熊雄『西園寺公と政局』第1巻139頁。
- (116) 伊藤之雄「浜口雄幸内閣と立憲君主制の動揺」『法学論 叢』150巻2号5頁。
- (117) 原田熊雄『西園寺公と政局』第1巻159頁。
- (118) 『東京朝日新聞』昭和5年9月17日夕刊(浜口発言)。
- (119) 原田熊雄『西園寺公と政局』第1巻145頁。
- (120) 『岡部長景日記』(柏書房、1993年) 433頁。
- (121) 『立憲政友会史』(日本図書センター、1990年)第7巻 644頁。

(受稿:2004年3月30日 受理:2004年4月12日)